

Title	福光寛著 『金融排除論：阻害される消費者の権利と金融倫理の確立』
Sub Title	
Author	数阪, 孝志(Kazusaka, Takashi)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2002
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.95, No.1 (2002. 4) ,p.177- 180
JaLC DOI	10.14991/001.20020401-0177
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20020401-0177

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評

福光寛 著

『金融排除論——阻害される消費者の権利と
金融倫理の確立——』

同文館出版、2001年、190頁+x

本書は、新しい金融システム構築を展望する際に複眼的な視角が必要であることを指摘した名著である。わが国で進められている金融改革の成否を判断する際、これまで金融市場における金融取引の効率性がどれほど達成されたのか、競争の作用により金融再編がどれほど進展したのか等、ともすれば金融サービスの提供者側の問題を中心に議論しがちであった。それに対し、本書は、金融サービスの享受者側、消費者側の視点を軸とした新しい金融システムのあり方を模索している。すでに英米ではそのような問題視角からの議論が積み重ねられており、市場効率だけを基準としたグローバル・スタンダードに則った金融改革が世界的な潮流であるという考え方は、むしろ英米における多様な議論の進展を無視したものとなっていることをわれわれに理解させるものとなっている。

そのような消費者側の視点での金融システム構築を模索する際のポイントとなるのが、本書の主題でありまた書名ともなっている「金融排除」問題である。「金融排除」という概念は、わが国ではまだ一般になじみがないどころか、金融専門家の間でもよく知られているとはいえない。著書が指摘しているように、わが国において本格的な紹介が行われるようになったのはやっと1998年になってからである。しかし、英米においては一定の歴史を持つ問題領域であり、とくにイギリスにおいては金融行政にも影響を与えており、金融機関のあり方を考える際に避けて通ることのできない問題となっている。

しかし同時に、金融排除が問題とされるに至っている背景には、わが国とは異なる金融システムのあり方、金融サービスの利用のされ方があるのであり、この問題を日本において考えようとするならば、単純な比較、制度の導入で事足りるということはない。この点は本書でも指摘されており、欧米の最新金融動向の紹介にとどまらず、わが国への適用を意識した金融排除概念の拡充を試みている。それゆえ、本書は、すぐれて学術的な研究書であると同時に、きわめて現実的で実践的な問題提起を含んだものとなっている。

著者は、これまで常に新しい金融動向に注意を払い、最新動向の詳細な紹介と理論的な意味づけを行ってきたが、今回の『金融排除論』は著者自身「はじめに」で述べているように「金融規制緩和に対抗する概念・視点」を打ち出すという意味で、オリジナリティにあふれており、単なる欧米金融事情の紹介の枠を超えたわが国で類書のないものとなっている。

本書は、3部構成となっている。ここで、各部の主な内容を概観しよう。

第1部「英米における金融排除論」では、英米のこれまでの金融排除論に関する議論の展開を紹介し、まずこのまだあまりなじみのない金融排除という概念の重要性を読者に理解させるものとなっている。

金融排除という概念の最も基礎的な意味は、「貧しい人々や地域が金融サービスから排除される」ということである。この、金融サービスから排除される、とはどういうことかという、具体的内容として、貧困地域において金融機関が店舗を配置せず、営業対象地域としないことから、当該地域住民が必要な金融サービスを楽しむ機会を得られないという地理的排除がある。ただしこの地理的金融排除は金融排除論全体の流れからいうと主流ではなく、イギリスにおける各種報告書や議論の潮流は Kempson を中心とした顧客事情をベースとした金融排除論にあるといわれている。

顧客事情をベースとした金融排除論とは、利用者側が自らの判断で金融商品を利用しない場合でも、その選択には所得や生活状況が背景要因となっており、金融機関が直接的な排除行為を行っていなくても金融排除に相当するというのである。この議論は、地理的排除論をも包摂した包括的な排除論として、イギリスにおいては2000年9月の銀行コード改定においてもその趣旨が取り入れられているといわれている。

アメリカにおいては金融機関による人種の差別に関する議論の歴史が長い。非白人居住地域を赤い線で囲って住宅融資において融資差別が行われてきたというレッドライニング論は、30年以上の積み重ねがある。しかし、アメリカのレッドライニング論は、金融機関側の行動を問題としており、イギリスで展開された顧客側の事情を考慮した金融排除論とは、いわば相互補完的な関係に立つという。なお、最近のアメリカの議論では、融資差別が金融機関の合理的経済行為の結果として生じているとはいいながら、それを是認するのではなく介入政策によって差別を是正する方向性が打ち出されている。そのことによって問題の焦点も非白人顧客への融資拡大・金融サービス利用促進の具体的方策に移ってきており、イギリスでの金融排除論との共通性が高まってきているといわれている。

第2部「日本における金融排除論」では、わが国の近年の金融動向に関連して、英米とは異なる視角から金融排除問題の日本的なあらわれ方をみている。

第1部でみた英米の金融排除は、人種・所得階層の要因によって事実上金融サービスを受けることができない状態に置かれている消費者が存在することが問題の中心であった。ところがわが国において金融排除を考える場合、消費者側の状況が大きく異なることから、同じように金融排除問題を探ることができない。なによりも、わが国においては、金融サービスを受けることができないという問題よりも、受けている金融サービスの質に

対する不満が中心である。欧米においてもいわゆる消費者問題雑誌等で取り上げられているのは金融サービスの質であるが、預金口座の設定において最低預け入れ金額が定められていたり、支払慣行において小切手利用が高く、決済口座利用が生活上必須のインフラとなっているなど、わが国とは異なる通貨構造・利用状況にあることから、金融排除問題が別途重要視されているのであった。

この意味で、著者は、わが国における金融排除問題を議論する場合には、英米の金融排除概念を「拡張して定義し直す」必要があるという。そして、金融サービスの質や情報を中心とした利用者への適合度や消費者権利の保護を基準としてみた場合の広い意味での金融サービスへのアクセスに対する障害を、わが国における金融排除と呼んでいる。

具体的には、第1に、金融機関の破綻が相次ぎ、消費者の期待や取引に対する権利が阻害されていること、第2に、過重債務によって家計が破綻するなど過剰な金融取引に巻き込まれること、これらをわが国における金融排除の現象形態として指摘している。

第2の点に関して言えば、わが国の家計は従来リスク回避的な金融資産保有行動をとっており、この点で投資指向型の英米の家計とは金融行動が異なるが、そこに金融機関が新たなリスク商品を開発して売り込み、家計の嗜好をいわば捻じ曲げるような行動をとったことが問題であるとして、具体的には他社株転換債の問題が取り上げられている。他社株転換債とは、特定株式のプットオプションが付いた債券であり、主に外国金融機関が発行したものであるが、大きな特徴は損失が出る場合の大きさが桁外れになることがあるという点である。このようなリスク商品が証券取引等監視委員会が摘発するような方法で販売されたことは、現行の開示規制の不十分さを表しており、行政側にも問題があるという。

また、金融不祥事件といわれるものが金融排除の企業間金融取引における現象形態であるとして、

1999年のプリントン債事件を詳細に紹介している。プリントン債事件の特徴として、投資家となったわが国の企業の一部にリベートが還流するなど明白な不正取引の側面を持っていること、投資家企業側が被害者として訴訟を起こしたこと、当局による業務停止処分が発出されたこと、などが世間の注目を集めた。これらは、公正な取引が阻害されたという点で、対個人消費者だけでなく、対企業投資家の場合も、金融排除問題が存在する例として取り上げられたのであり、著者の概念拡張が広範囲に及ぶことがわかる。

第3部「金融排除を超えて」では、銀行システムの本質に関連した議論との関連で、金融排除問題が克服される方向性を探っている。

金融システム改革が本格化する中で、21世紀の新しい銀行像が模索されている。ナローバンク論、コアバンク論は、学会レベルでもまた実業界においても注目を集めている議論である。著者の金融排除論の組み立ては、新しい金融システムを構築する際の軸になる概念・視点のオルタナティブを求めるものであることから、この第3部では近年注目を集めているこれらの議論に対する評価を行っている。

ナローバンク論とは、銀行の健全性を第一として、預金取扱部門と貸付部門を分離し、資産運用は財務省証券などの安全性の高いものに限定するという、ブルッキングス研究所のライタンに端を発する議論である。著者は、ナローバンク論に対して、安全性の高い資産（国債）に特化した資産構成になっているとは言いが、その議論の前提に資産の時価評価が組み込まれていないこと、価格変動リスクを排除できないという点を指摘している。公的債務が莫大な水準に達しているわが国の金融システムを考えた場合、ナローバンク論の前提が疑われなければならないというのである。

また、コアバンク論は、マッキンゼー社のライオンに端を発する議論であり、銀行資産として個人・中小企業向け貸付という銀行の優位性が高い分野の意義を強調した議論である。しかし、著

者は、証券化の技術が進み、銀行の融資業務が証券化と並進することによってむしろ新たな中小銀行像が生み出されるのであり、コアバンク論が想定している視点を転倒させる必要があるとしている。

最後の第7章では金融機関が果たすべき企業倫理が問題とされており、新しい試みとしてのエコファンド、エコマネーの意義やイスラーム式銀行の再評価を行っている。たとえば環境問題に対する取り組みなどは、倫理面だけでなく、リスクマネジメント、経営リスク削減としても考慮するという指摘は、銀行経営にとって著者が提起するオルタナティブが負担増加ばかりを意味するのではなく、企業行動としても合理的であることを指摘している点で、説得力が高い。

以上のように、本書の内容は、金融問題を扱いながら、これからの企業のあり方はどのようなものでなければならないのか、消費者と企業、市場を結ぶ結節点は何かという、日本型企業社会を考える上でも常に念頭におく必要のある問題に結びついている。そして、市場原理主義を中心とする金融システム論とは一見すると相反するよう見えながら、そのような方向性が経済合理性を持ち、金融技術が発達した時代における銀行のあり方としてむしろ一つのスタンダードを示しているという含意を持っている。

ただし、金融排除概念を拡張しようという意図は理解できるのだが、逆にその拡張が本書の主張点を拡散的にしていないか懸念されるところでもある。というのは、第2部でみたが、日本における金融排除概念を、対消費者だけでなく、対企業にまで展開している点である。金融サービスの利用者という点でいえばたしかに企業も利用者であることに変わりないが、個人と企業とはおのずと金融ニーズが異なり、情報アクセス等の条件も異なり、両者を並べて見ることはできないといえよう。

第6章に「証券化と電子商取引を通じ復位する

銀行」という節がある。著者の主張のひとつとしてインターネット取引という新しいチャネルが従来までならば困難であった金融取引を可能にし、仲介機能の再構築に結びつくという点がある。だが、証券化にしてもインターネット取引にしても、可能性と現実性とは分けて考えなければならない。とくにリテイル業務においては利用者側が従来からのサービス、チャネルを重視しているのではないだろうか。

また、地域金融問題を専門としている評者の関心からいえば、金融排除の問題は大手銀行と地域金融機関に等しく関わってくるものなのか、あるいは問題のあらわれかたや対処の仕方は異なって

くるのか、また本書の最後に触れられている新しい銀行像は現在のどのようなレベルの金融機関を想定しているのか、あるいは新規の金融機関の出現（参入）を想定しているのかなど、さらに示唆を求めたいところである。

以上の点は、本書の問題提起にいわば触発されて、さらに議論を深めようとして出てきた点である。本書のようなパイオニア的な研究が出ることによって初めて問題が感知されるのであり、本書の意義はきわめて高い。

数 阪 孝 志

(神奈川大学経済学部教授)